

2025 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

群馬県立県民健康科学大学

2026 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 群馬県立県民健康科学大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

群馬県立県民健康科学大学（設置者：群馬県公立大学法人）

群馬県前橋市上沖町 323-1

2 学部等の構成 ※2025年5月1日現在

【学部】

看護学部	看護学科
診療放射線学部	診療放射線学科

【研究科】

看護学研究科(博士前期課程)	看護学専攻
看護学研究科(博士後期課程)	看護学専攻
診療放射線学研究科(博士前期課程)	診療放射線学専攻
診療放射線学研究科(博士後期課程)	診療放射線学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2025年5月1日現在

【学生数】 学部 477 名、研究科 54 名

【教職員数】 教員 68 名(学長・助手含む)、常勤職員 20 名、非常勤職員 20 名

4 大学の理念・目的等

群馬県立県民健康科学大学は、群馬県立看護学院及び群馬県立診療エックス線技師養成所を前身に、県立福祉大学校、県立医療短期大学を経て、2005 年度に看護学部看護学科及び診療放射線学部診療放射線学科の 2 学部 2 学科を擁する 4 年制大学として開学した。2009 年度には看護学研究科看護学専攻及び診療放射線学研究科診療放射線学専攻からなる大学院修士課程を、2016 年度には大学院両研究科に博士後期課程を設置した。また、2018 年度には群馬県公立大学法人による設置に移行している。

建学の基本理念として、「豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する」ことを掲げている。

大学の目的は、学則第 1 条に「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与すること」と定めている。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「看護学及び診療放射線学の理論及び応用の教授及び研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上並びに看護学及び診療放射線学の発展に寄与すること」と定めている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

群馬県立県民健康科学大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

群馬県立県民健康科学大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準1、基準2、基準3のそれぞれを満たし、大学としてふさわしい教育研究活動を行っている。

以下に、群馬県立県民健康科学大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を示す。

【優れた点】

- 地域連携・キャリア開発センターにおいて大学の知的財産・研究成果を活用し、専門職者向けのリスキング・リカレント教育、研究支援、県民向けの公開講座及び県内行政・福祉・教育機関との連携による研修会等、地域密着型事業の実施を通して県民の健康維持・増進や保健・医療・福祉環境の向上に寄与している。
- 2005年度開学時から看護学部及び診療放射線学部共通の保健医療専門職共通専門科目群を3・4年次に配置し、同科目群では両学部の学生を組み合わせた演習、実習グループを編成することで、医療職間の相互理解を深める機会とし、チーム医療連携教育を推進している。
- 学術国際委員会国際部会が中心となり、学術交流協定による大学提携の拡大や学生の短期海外研修の支援として、学部生・大学院生の別を問わず国際学会参加・発表に対する旅費等を補助する等、国際交流及び国際学会発表への支援を積極的に展開している。

【改善を要する点】

- 大学院課程における収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、内部質保証委員会と学部・研究科等の各組織との関係性及び教職員の役割を明確化し、学長を責任者とする3つのポリシーの検証を含めた内部質保証のより一層の充実が望まれる。
- 学修成果の把握・可視化については、学修者本位の観点から、入学時PROGテスト、授業評価アンケート等の結果のIR(Institutional Research)による分析・検証を教育改善につなげる組織的な取組みの充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、群馬県立県民健康科学大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。また、附属機関として、附属図書館、地域連携・キャリア開発センターを設置している。ただし、看護学研究科及び診療放射線学研究科の博士後期課程における収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。

ロ 教育研究実施組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目で構成し、専門教育科目は専門基礎科目、専門科目、保健医療専門職共通専門科目で構成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備えている。また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。施設及び設備については「教育研究等環境整備に関する基本方針」に基づき、施設・設備、図書館、学術情報サービスを提供するための体制等の各種整備に取り組んでいる。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学部及び大学院の運営に必要な業務を行うため専属の教員又は事務職員等を置く組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。厚生補導については教務学生委員会が統括し、「学生支援に関する基本方針」を学生便覧、オリエンテーション等で学生に明示するとともに、教員や保健師、カウンセラーを相談員として配置した健康相談室やハラスメント対策室を設置している。また、学生の履修あるいは生活関連の相談窓口となり支援を行うグループカリキュラム・アドバイザー及びグループ担任として、学生7～11名に対して専任教員を1～2名配置している。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリ

キュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。3つのポリシーについては、内部質保証委員会の下部組織である教学マネジメント部会が中心となり、定期的に点検・評価し、必要な場合は同委員会が関係組織に修正を指示することにより、一貫性の確保を図っている。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、内部質保証委員会を責任組織として、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

受験生に対する情報については、入試広報委員会が中心となり、オープンキャンパス、学園祭における個別相談会、高等学校教諭を対象とした大学説明会、教員による県内外の高等学校訪問等を行う等、情報公開の機会を設けている。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、内部質保証に責任を負う組織として、内部質保証規程に基づき、内部質保証委員会を設置し、同委員会の委員長に学長を充てている。各学部・研究科及び委員会等の組織は、内部質保証委員会の指示を受け、教育研究活動の実施・改善・向上に取り組んでいる。各学部・研究科及び委員会等の活動状況は、同委員会が毎年度点検・評価し、改善が必要と認められた場合には、教育研究審議会での審議を経て、各組織に改善を指示する仕組みとしている。自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書にとりまとめ、教育研究審議会の審議を経て Web サイトに公表している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、内部質保証委員会と学部・研究科等の各組織との関係性及び教職員の役割を明確化し学長を責任者とする 3 つのポリシーの検証を含めた内部質保証のより一層の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。ファカルティ・ディベロップメント(FD)研修会は、内部質保証委員会の下部組織である FD 部会がその企画及び実施を所掌しており、スタッフ・ディベロップメント(SD)研修会は群馬県内国公立 5 大学協働により毎年度実施している。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。

ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項、特に ICT 環境の整備、継続的な研究成果の創出のための環境整備について、適切に対応を行っている。ICT 環境の整備については、教育研究環境等整備に関する基本方針に基づき、計画的に実施している。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、「内部質保証に関する基本方針」に従い、内部質保証規程や「事業計画・執行・評価シート」等に基づき、内部質保証の全学組織である内部質保証委員会を中心として実施している。自己点検・評価の実施段階は「全学レベル」、各学部・研究科及び各委員会等の「組織レベル」、教職員の「個人レベル」に整理し、自己点検・評価活動に取り組んでいる。2023年度には、内部質保証委員会の下部組織として、FD部会、IR部会、教学マネジメント部会を設置し、各学部・研究科、委員会等における情報収集や分析、点検等のPDCAサイクルを有効に機能させ、教育研究の質保証及び向上を継続的に推進する体制としている。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「FD活動(学生による授業評価を起点とするPDCAサイクル)の実施【学修成果】」

内部質保証委員会の下部組織であるFD部会が中心となり、授業改善を目的とした「授業評価アンケート」を、学部は2010年度から、看護学研究科は2022年度から、診療放射線学研究科は2024年度から実施している。同アンケートの結果を踏まえ、教員は担当科目の授業の評価と今後の改善点を記載する「授業評価報告書」を作成している。同アンケート結果及び「授業評価報告書」については、IR部会が各年度及び経年変化を分析したうえで、FD部会が検討し、改善策や課題事項を含む「授業評価結果報告書」を毎年度作成している。

授業評価結果報告書については、内部質保証委員会において審議し、教育研究審議会の承認を経て拡大教授会で全教員に報告するとともに、Webサイトに公表している。FD部会による検討の結果を踏まえ、自己学修時間の増加を目的とした学修支援システム「manaba」の導入や、学生アンケートの設問項目・表現の見直し等、具体的な改善も実施している。

また、成績評価の公平性を図る目的で、GPA平均値を他教員と比較できるよう、成績分布グラフを作成して教員にフィードバックする等により、教員個人レベルでの教育改善を促している。

・No.2「卒業生・上司アンケート等に基づく授業・教育課程の改善【学修成果】」

学修成果の把握・可視化の取組みとして、アセスメント・ポリシーに基づき、卒業予定者、卒業生、就職先の上司及び研究科修了生に対するディプロマ・ポリシーに示した「学修成果の目標」の到達度を調査するアンケートや入学時に対する入学時PROGテストを実施している。

「学修成果の目標」の到達度を調査するアンケートについては、卒業予定者等に関する結果を教務部会が、研究科修了生に関する結果を研究科教務学生委員会が分析し、それぞれの教育課程の適切性やディプロマ・ポリシーとの一貫性・整合性等を確認する仕組みとしている。分析結果については拡大教授会及び拡大研究科教授会に報告し全学的に共有するとともに、カリキュラム編成や教育内容の見直し等に活用している。

入学時PROGテストでは、学生の認知能力と非認知能力を評価し、その結果を学生にフィードバックしている。今後は、学修者本位の観点から、入学時PROGテスト、授業評価アンケート等の結果のIRによる分析・検証を教育改善につなげる組織的な取組みの一層の充実が望まれる。

・No.3「高い国家試験合格率を生み出す学修支援【学修成果】」

2016年度から2018年度にかけて、看護師、保健師、診療放射線技師の国家試験の合格率が低下したことを踏まえ、学修成果の客観的指標の一つである国家試験の対策を強化する取組みを行い、合格率の向上を図っている。国家試験の出題基準や傾向を踏まえた授業の工夫、教員有志による国家試験対策講座、早期からの学修動機づけ支援等を実施するほか、看護師・保健師国家試験については業者による模擬試験を、診療放射線技師国家試験については学部教員等が作成した試験問題を利用し、それぞれ年数回の国

家試験対策模擬試験を実施している。また、学生の国家試験準備状況及び合格率の推移等を、教務学生委員会が分析して自己点検・評価し、内部質保証委員会及び教育研究審議会に報告するとともに拡大教授会にて全教員に共有し、国家試験に対する学修支援体制の整備・改善・最適化に全学的に取り組んでいる。

直近 6 年間のうち、4 年間において、看護師、保健師及び診療放射線技師の新卒者の国家試験合格率は 100%を達成している。

・No.4「学部及び研究科の入学定員適正化プロセス」

大学の特徴である少人数教育を実施可能とする環境整備のため、各学部入試広報部会、各研究科入試広報委員会において、受験志願者倍率等の結果をもとに、既定の入学定員が適切であるかを検討している。検討結果は、各学部・研究科教授会、内部質保証委員会、教育研究審議会に報告のうえ議論し、その結果を踏まえて入試広報委員会において改善に向けた対応を行うことで、入学定員の適正化に取り組む体制としている。

以上のような体制のもとでの具体的な改善の対応として、診療放射線学研究科では、2016 年度から 2018 年度にかけて志願倍率が 2 倍以上となる状況が続いたことから、2019 年度に博士前期課程の入学定員を 3 名から 5 名に増員している。看護学研究科では、2019 年度から 2021 年度における志願倍率が 1 倍を下回る状況が続いたことから、2023 年度に博士前期課程の入学定員を 8 名から 4 名に減員している。

・No.5「研究活動の充実及び外部資金獲得へ向けた支援体制【研究環境整備】」

教員の研究活動を充実させるため、学内の競争的研究費として、共同・若手研究費及び海外出張助成費の予算を確保し、教員の研究活動の活性化や海外学会への参加促進を図っている。共同・若手研究費は教員からの申請に対して、各学部に設置する共同・若手研究審査委員会の審査を経て配分額を決定しており、2024 年度は総額 7,255 千円を配分している。海外出張助成費は、海外出張助成に関する要綱をもとに配分を決定しており、2024 年度は総額 1,400 千円を助成している。これらの配分状況は大学運営会議で報告し、全学に共有している。

また、教員による研究の質の向上のため、各学部の専門性に応じた独創的・先進的な研究及び地域・社会の課題解決に資する研究に対し、研究費を配分するとともに、科研費等外部研究資金の恒常的な獲得に向けた支援の充実に取り組んでいる。支援内容としては、研究デザインに関する助言、申請書作成時に必要なノウハウを示した動画の提供等を行っている。さらに、学術国際委員会研究部会において、科研費獲得に向けた研究セミナーや共同・若手研究発表会を企画する等、教員の研究活動の支援及び活性化に取り組んでいる。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「質の高い臨地・臨床実習教育」

専門的な知識・技術を身に付け、自立して判断し行動できる保健医療専門職を育成するため、実習科目の年次配置の工夫や学生の準備状況の支援、指導体制の充実等を通じて、臨地・臨床実習の質の向上に取り組んでいる。

実習科目の年次配置については、導入実習、臨地・臨床実習、両学部合同実習等を基礎から応用の順で段階的に学修を進められるよう考慮している。また、実習に向けた学修上の準備に対する支援のため、実習の履修要件となる科目を設定し、当該科目の単位を修得した学生のみが実習を履修できる体制としている。

指導体制については、学生6名以内に対して教員1名を配置する少人数教育体制のもとで、臨床経験の豊富な専任教員が実習を直接担当しているほか、学生への適切な助言を可能とするため、学生の学修状況を把握する講師を配置し、実習指導に関わる全教員で構成する実習運営部会において、実習計画や結果、今後の課題等を情報交換することで、組織的な指導体制の充実を図っている。

また、最新の専門的知識や技術を把握している実践者による指導のため、実習の受け入れ先の指導者に対して、2024年度に看護学部111名、診療放射線学部4名に臨床教授等の称号を付与し、教員と実習施設の指導者の連携体制の整備に取り組んでいる。教員と実習施設の指導者は実習の目標、計画を共有しており、看護学部では、実習の結果及び今後の課題、改善点について毎年度実習先に報告している。本取組みの成果は、両学部の臨地・臨床実習における平均GPAや授業評価アンケートを分析することで確認を行い、充実した臨地・臨床実習の展開につなげている。

・No.2「保健医療専門職共通専門科目によるチーム医療連携教育の推進」

保健医療専門職として看護学部、診療放射線学部に共通で必要となる知識、技術、態度の修得を目的に、開学時から保健医療専門職共通専門科目群を学部3・4年次に配置している。

同科目群で学部4年次に開講する「保健医療チーム連携論Ⅰ」は、講義と演習で構成しており、演習については看護学部と診療放射線学部の学生を組み合わせるグループを編成することにより、互いの専門性を尊重しつつ、異なる視点について相互理解を深める機会を提供している。

同じく学部4年次に開講する「保健医療チーム連携論Ⅱ」の参加観察実習では、可能な限り両学部の学生を組み合わせるグループを編成するほか、実習施設の担当者から多職種連携についての考えや実例を聞く機会を設けることで、学生の視野を広げ、職種間の相互理解のための機会を提供している。

以上のように、両学部の学生を組み合わせるグループで行う演習や実習等を展開することにより、チーム医療連携教育を推進している。

・No.3「多様な地域連携・キャリア開発への取り組み」

大学の知的財産・研究成果等を活用し、県民の健康維持・増進や医療・福祉環境の向上に資することを通じて地域に貢献するため、2012年に地域連携・キャリア開発センターを設置している。

同センターでは、専門職者向けのリスキング・リカレント教育として、2012年度から設置している「看護学教員養成課程」や2020年度から設置している「看護師特定行為研修課程」のほか、放射線治療講習会、診療放射線技師CT・MRI研究会、診療放射線技師核医学研究会等を実施している。また、県立・県内病院が抱える課題の解決に向けて大学が病院と連携・協働する「県立病院・県内病院連携事業」において、看護部門では副看護師長の人材育成・教育支援を、診療放射線部門では備品貸出等環境整備の支援を行うほか、「看護職研究支援事業」等も実施している。

さらに、県民向けに「公開講座・出前講座」を実施し、それらの地域貢献活動を報告書として外部に発信し

ているほか、県内行政・福祉・教育機関との連携により、健康寿命延伸プロジェクトや健康福祉政策事業等に取り組んでいる。これらの取組みを通じて県民の健康維持・増進や保健・医療・福祉環境の向上に寄与している。

・No.4「学生の国際学会発表に対する支援」

学生に国際交流の機会を提供するため、学術国際委員会国際部会が中心となり、学生の短期海外研修を正課外活動と位置付け企画・支援するとともに、学術交流協定提携の拡大を推進している。

教員が自身の研究発表のため参加する国際学会の一部を研修学会と位置付け、発表の有無、学部生・大学院生の別を問わず、参加・発表の支援として旅費等を補助し、希望学生が参加できる機会を提供しているほか、国際・国内学術誌に論文を投稿する学生に対しても、論文投稿料の補助を行う等の経済的な支援を行っている。国際学会に参加した学生は、報告会を通じて研究成果や経験を他の学生と共有し、国際学会への参加の魅力を伝えている。

さらに、学術交流協定による大学提携の拡大を図り、提携大学を訪問し、グローバルな視野で判断できる能力の育成を推進し、学生の国際交流及び国際学会発表への支援を積極的に展開している。

・No.5「休学・退学を未然に防止する手厚い学生支援活動」

学生が学修に専念し、充実した学生生活を送るようにするため、開学時から、7～11名の学生に対して、1～2名の専任教員をグループカリキュラム・アドバイザー(グループCA)及びグループ担任として配置している。

グループCA及びグループ担任は、指導上の留意点や生活上の問題を抱える学生に関する情報等、学生の個別性を踏まえた支援のための情報交換を行う会議を実施している。そのうえで、担当学生と個別面談を行い、グループCAは単位履修状況の確認や履修希望科目に関する説明及び助言を、グループ担任は、学生生活及び進路に関する助言を行っている。また、グループCA及びグループ担任は科目担当教員等と連携しながら、長期欠席や成績不振が目立つ学生には、学生の状況に合わせた学修計画の提案を、経済的に困窮している学生には、大学独自の授業料減免の支援をする等、学生の望まない休学・退学の未然防止に取り組んでいる。

なお、本基準のNo.1及びNo.3の取組みをもとに、「地域ニーズを踏まえた医療人材の育成」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

評価審査会では、両学部合同実習について、在学生及び卒業生から多職種連携が療養者や介護者の将来に直結していることを実感した、他学部との知識や立場の違いを認識することができ就職後の考え方につながっている、との発言があった。また、導入実習については、医療現場以外の現場を確認することで疾患を持つ患者だけでなく、社会全体の健康レベルや人間そのものについて学ぶことができたとの発言もあり、大学の実習に関する取組みが、幅広い視野を持った医療人材の育成につながっていることが示された。

看護学部の実習受け入れ先である病院からは、指導者として学生との関わり方について考えることが看護師の成長にもつながっていることや、実習について大学との連携が円滑であること、病院内での研修や研究会には大学教員が講師として参加していること等について積極的な発言があった。

これらに対して大学からは、実習で確認すべきパフォーマンス、実習前後での科目の評価方法等を社会のニーズの変化を踏まえて継続的に見直していくことが課題として挙げられた。

設置自治体である群馬県の健康福祉部からは、リカレント教育としての「看護学教員養成課程」について、毎年度県内で受講できることや時代のニーズに合わせた看護教育ができる教員の養成のための教育内容等について評価する発言があった。

全体を通して、地域ニーズを踏まえた臨地・臨床実習の工夫やそこから得られた学生の学び、大学の地域貢献活動の継続的な実践等が明らかになった。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回群馬県立県民健康科学大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

本評価は、実施大綱に従い書面評価及び実地調査を通じて行った。1 回目の実地調査では、書面評価に基づく面談と、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施し、2 回目の実地調査では、1 回目の実地調査を踏まえた面談を実施した。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
11 月 4 日	1 回目の実地調査（オンラインにより実施）
11 月 26 日	2 回目の実地調査（対面により実施）
1 月	評価報告書（案）を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表